

国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(組織体制)</p> <p>第8条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育の実施状況を把握及び検証する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室（以下「不正防止計画推進室」という。）を置く。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 不正防止計画推進室の事務は、監査担当事務室、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(組織体制)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2～5 }</p> <p>6 不正防止計画推進室の事務は、監査担当事務室、財務部監理課ほか事務本部各部等の協力を得て、<u>研究推進部</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>